

・指定通所リハビリテーション事業所 ・指定介護予防通所リハビリテーション事業 運営規定

(事業の目的)

第1条 医療法人山本外科医院が開設する、指定通所リハビリテーション事業所及び指定介護予防通所リハビリテーション事業所（以下「事業」という。）の適正な、運営を確保するために人員及びに管理運営に関する事項を定め、指定通所リハビリテーション及び指定介護予防リハビリテーションの提供に当たる従業者（以下「従業者」という。）が、要介護状態又は要支援状態にある高齢者等（以下「要介護者等」という。）に対し、心身機能の回復又は維持、日常生活の自立を助けることを目的として、理学療法、作業療法及びその他必要なりハビリテーションを提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条

- 1, 事業所の従業者は、要介護者の心身機能の回復又は維持を図り、日常生活上の自立を助けることを目的とした理学療法、その他必要なりハビリテーションを行う。
- 2, 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に務めるものとする。

(事業所の名称)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次の通りとする。

- 1, 名称 医療法人 山本外科医院
- 2, 所在地 福岡市博多区吉塚2-7-27

(従業者の職種、員数、及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する従業者の職種、員数、及び職務内容は次の通りとする。

- 1, 医師（管理者） 1名
医師は、診療又は運動機能検査、作業能力検査等をもとに、要介護者等の心身の状況、病歴及びその置かれている環境を踏まえ、理学療法士、作業療法士及びその他の従業者と共同して、通所リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーションの目的、当該目標を達成する為の具体的なサービスの内容を記載した、通所リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーション計画を作成するとともに、適切なりハビリテーションが行えるよう、要介護者等の健康状態の把握に努めるものとする。また、従業者の管理及び業務の管理を一元的に行うものとする。
- 2, 理学療法士 2名
運動機能検査、各種検査結果をもとに要介護者等の心身の状況、病歴及びその置かれている環境等を踏まえ、その他の従業者と共同して、リハビリテーションの目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した通所リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーション計画を作成するとともに、適切なりハビリテーションが行えるよう、要介護者等の健康状態等の把握に努めるものとする。
- 3, 看護職員等 看護師 2名
医師等の指示のもと、要介護者等の介護及び心身の機能回復、リハビリ指導にあたる。なお、上述の職務内容に加え、短期入所療養介護計画に従ったサービスの実施状況及びその評価を診療記録に記載する。
- 4, 介護職員 1名
看護職員等と連携して要介護者等に対して通所リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーション計画に従ったサービスの実施に努める。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は次の通りとする。

- 1, 営業日 月曜日から金曜日とする。
- 2, 営業時間 午前9時00分から17時30分までとする。

(指定通所リハビリテーション及び指定介護予防通所リハビリテーションの利用定員)

第6条 指定通所リハビリテーション及び指定介護予防通所リハビリテーションの利用定員は、1日につき20人とする。

(指定通所リハビリテーション及び指定介護リハビリテーションの内容及び利用料その他の費用の額)

第7条 指定通所リハビリテーション及び指定介護予防通所リハビリテーションの内容は、居宅の要介護者等が事業所に通い、心身の機能の回復維持を図り、日常生活の自立を助けるため、理学療法や作業療法その他必要なりハビリテーションを提供するものとする。

- 1, サービスを提供した場合の利用料の額は、厚生大臣の定める基準によるものとし、その1割を額とする。(別紙にて記載)
- 2, 前項の費用及び利用者等に負担させることが適当と認められる費用の支払いを受ける場合には、要介護者等又はその家族に対して、事前に当該サービスの内容及び費用について文章で説明した上で、支払いに同意する旨の文章に署名(記名捺印)をあわせるものとする。

(通常の事業の実地地域)

第8条 通常の事業の実地地域は、福岡市博多区、東区の区域とする。

(サービス利用にあたっての留意事項)

第9条 要介護者がサービスを利用するにあたっての留意事項は次の通りとする。

- 1, 要介護者等又はその家族は、在宅中及び送迎途中等において要介護者等の心身の状況等に変化がみられた場合は、速やかに事業所の従業者に連絡を行う等必要な措置を講じなければならない。
- 2, 要介護者等は従業者の指導等がない限り、事業所に設置されているリハビリテーションを行う為に必要な専門の機械及び器具をみだりに利用してはいけない。
- 3, 要介護者等は事業所が提供するサービスを利用するにあたって、他のサービス利用者の迷惑となる行動等を慎まなければならない。

(非常災害対策)

第10条 非常災害対策は次の通りとする。

- 1, 従業者は地震及び火災等の非常災害に際して、要介護者等の人命の安全確保を最優先とした避難、誘導等の措置をとらなければならない。
- 2, 従業者は、消化器、消火栓等の消防設備、救急品、非難器具の備え付け場所ならびにその利用方法を熟知しておかななければならない。
- 3, 従業者は非常災害を発見、又はその発生の危険性を察知したときは、臨機の措置を取るとともに、当該状況を管理者もしくは他の従業者に連絡し、所轄消防機関等に通報するなど適切な措置によりその被害を最小限にとどめるように努めなければならない。
- 4, 消防法第8条に規定する防災管理者は、非常災害に関する具体的計画(消防法施行規則第3条に規定する消防計画及び風水害、地震等の災害に対処する為の計画)を策定するとともに、当該計画に基づく消化、通報及び避難の訓練(年1回実施)等の消防業務を行うものとする。

(その他の運営に関する重要事項)

第11条 その他の運営に関する重要事項を次の通りとする。

- 1, 事業所は、従業者の資質の向上を図る為に、研修の機会を次の通り設けることとし、又これに係る業務体制を整備する。
 - ① 採用時研修 採用後3カ月以内
 - ② 継続研修 年3回
- 2, 従業者は、業務上知り得た要介護者等又はその家族の秘密を保持する。
- 3, 事業所は、従業者であった者に、業務上知り得た要介護者又はその家族の秘密を保持させる為、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持する為の措置を講ずるものとする。
- 4, この規定に定める事項のほか、運営に関する重要事項は医療法人と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

この規定は、平成18年4月1日から施行する。

付則 この規定は、平成29年2月1日から施行する。

付則 この規定は、平成30年4月1日から施行する。

付則 この規定は、令和元年10月21日から施行する。

通所リハビリテーション 勤務形態組織図

職種	名前	勤務形態
医師(管理者)	山本 一清	常勤:兼務
看護師	三好 順子 藤崎 裕幸	常勤:専従 非常勤:兼務
理学療法士	大石 満里奈 小柳 友里	非常勤:専従 常勤:専従
介護職員	村山美友稀 遠藤 真希	常勤:専従 非常勤:専従